

In brief

An overview of financial reporting developments

No. 2013-30
June 11, 2013

FASBが投資会社に関する最終基準を公表

最新の動向

2013年6月7日、米国財務会計基準審議会(FASB)は、[会計基準アップデートNo.2013-08](#)「金融サービス—投資会社(Topic 946):適用、測定及び開示規定の修正(Financial Services— Investment Companies (Topic 946): Amendments to the Scope, Measurement and Disclosure Requirements)」を公表しました。この最終基準は、米国会計基準(US GAAP)における投資会社の定義の要件を修正しています。さらに、特定の測定および開示の規定も提示しています。

主な規定は？

背景

FASBと国際会計基準審議会(IASB)は、連結に関する共同プロジェクトの一環として、企業が投資企業か否かを決定する首尾一貫したアプローチを開発することに合意しました。両審議会は、投資企業の定義に関して原則ベースのアプローチをとることに合意しましたが、IASBとFASBのそれぞれのガイダンスには差異があります。

IASBは、2012年10月31日に、現行の国際財務報告基準(IFRS)を修正する形で、最終基準を公表しました¹。修正は、主に、特定の企業に対して、連結のガイダンスからの限定的な例外を設けることに焦点を当てたものでした。

FASBによる投資会社の定義

1940年米国投資会社法の下で規制されている企業は、US GAAPの新しい定義の下で無条件に投資会社となります。その他のすべての企業は、投資会社の定義に関して複合的なアプローチを適用することをFASBは決定しました。すなわち、定義では、特定の要件を満たすことが要求されるとともに、判断が認められる追加的な特徴も併せて考慮することが求められます。

- **必須要件:** 投資会社として適格であるために、企業は以下を満たす必要があります。
 - 資金を調達し、投資管理サービスを提供していること
 - 自らの事業目的および唯一の実質的な活動は、資本増価、投資収益またはその双方からのリターンを得るための投資であること

¹ [In brief 2012-49](#)「IASB finalizes definition of an “investment entity”」(原文英語のみ)をご参照ください。(注: トピックに関する日本語による解説は、[Straight away](#)「IASB が IFRS 第 10 号を改訂し「投資企業」についての連結の例外を提示」をご参照ください)

- 企業(およびその関連会社)は、通常、所有持分に帰属しないリターンまたは便益を稼得していないこと
- **典型的な特徴:** 投資会社に該当するために、企業は、次の特徴を有していることが期待されます。
 - 複数の投資の保有および複数の投資者の存在
 - 企業の関連当事者または投資マネージャーでない投資者の存在
 - 株式またはパートナーシップ持分の形態による所有持分の存在
 - 投資のほとんどすべてを公正価値ベースで管理

上記特徴が1つ以上示されない場合、企業は判断を用いる必要があります。企業が典型的な特徴の1つを有していない場合でも、それだけをもって投資会社として適格ではないということにはなりません。

開示および測定ガイダンス

FASBの最終基準では、別の投資会社に対する非支配持分を、持分法ではなく公正価値で測定しなければならないことを再確認しています。また、追加の開示規定として、企業が投資会社である旨を開示すること、および投資会社としての地位に変更があった場合にはその変更に関する情報を開示することを企業に求めています。さらに企業は、投資先に提供している財務支援、または、契約によって投資先に提供することが求められる財務支援についての開示を含める必要があります。

コンバージェンスは達成されるか？

FASBとIASBの投資会社を評価するアプローチは類似しています。しかし、IFRSで投資企業とされることによる影響は、US GAAPにおける場合と比べて小さくなります。これは、IASBは支配している投資にのみ連結処理の例外を設けているためです。このことから、FASBとIASBの投資会社に関する会計処理と報告のガイダンスには他にも差異が存在します。さらに、IFRSでは、US GAAPとは異なり、非投資企業である親会社による連結では、投資会社による会計処理は維持されません。

発効日は？

FASBの最終基準は、2013年12月15日より後に開始する事業年度の期中および年次報告期間より適用されます。早期適用はできません。

企業が発効日時点で投資会社に該当しないと判断される場合、ASC Topic 946のガイダンスの適用を中止しなければなりません。企業は、その地位の変更による影響を、このガイダンスの適用年度の期首の利益剰余金に対する累積的影響調整額として、表示することが必要です。

発効日において投資会社に該当する企業は、このガイダンスを遡及適用しなければなりません。また、このガイダンスの適用による影響を、適用年度の期首の純資産に対する調整として計上します。

In brief is designed to provide a timely, high-level overview of significant financial reporting developments. It is issued by the National Professional Services Group of PwC. To access additional content on financial reporting issues, register for CFOdirect Network (www.cfodirect.pwc.com), PwC's online resource for financial executives.

© 2013 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.